

平成 21 年度主要な政策に係る評価書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 自治税務局企画課総務室
企画課、総務室、都道府県税課、市町村税課、固定資産税課、資産評価室

評 価 年 月 平成 21 年 7 月

1 主要な政策の概要

（政策名）

政策 7 分権型社会を担う地方税制度の構築

（政策の基本目標）

分権型社会を担う地方税制度の構築のために、社会経済情勢等を踏まえた税制改正を実施する。

具体的には、

- ・当面、国と地方の税収比 1 : 1 を目指して、地方税を充実すること、
 - ・地方間の税源の偏在を是正する方策について検討し、その格差を縮小すること、
- 等を目指す。

（政策の概要）

平成 21 年度地方税制改正については、現下の社会・経済情勢を踏まえ、安心して活力ある経済社会の実現に資する観点から、個人住民税における新たな住宅借入金等特別税額控除の創設、上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る個人住民税の税率の特例措置の延長、土地及び住宅に係る不動産取得税の税率の引下げ措置の延長、平成 21 年度評価替えに伴う土地に係る固定資産税及び都市計画税の税負担の調整、環境への負荷の少ない自動車に係る自動車取得税の税率の引下げ等の特例措置の拡充、軽油引取税等の一般財源化等を行うほか、非課税等特別措置の整理合理化等を行うこととした。

（平成 20 年度予算額）

一般会計 53 百万円
特別会計 702,700 百万円（うち事務費 5 百万円）

2 政策実施の環境

(1) 政策をとりまく最近の情勢

わが国経済は、国内的な構造改革の取組みや国際面での輸出の進展もあって息の長い景気回復を続けてきたが、金融資本市場の混乱などにより世界経済が一段と減速する中、すでに景気後退局面に入っている。わが国経済に対する下押し圧力は急速に高まっており、今後、景気の下降局面が長期化・深刻化する恐れも指摘されている。また、こうした状況の下、大企業と中小企業、正規雇用と非正規雇用、都市と地方の間などでいわゆる格差のいっそうの拡大が懸念されている。

(2) 関係する施政方針演説等内閣の重要方針（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
第 171 国会における麻生内閣 総理大臣施政方針演説	平成21年1月28日	<p>（景気対策・雇用対策）</p> <p>私は、「当面は景気対策、中期的に財政再建、中長期的には、改革による経済成長」と、申し上げております。まず急がねばならないこと。それは、景気対策であります。</p> <p>世界が同時に、かつてない不況に入りつつあります。日本もまた、この世界不況から逃れることはできません。しかし、大胆な対策を打つことで、世界で最初にこの不況から脱出することを目指します。異常な経済には、異例な対応が必要です。</p> <p>第一次補正予算、第二次補正予算、そして平成 21 年度予算。これら三つを切れ目なく、言わば三段ロケットとして進めてまいります。経済対策の規模は、約七十五兆円となります。予算と減税額では、合計約十二兆円。国内総生産に比べて約二パーセントになります。諸外国の中でも最大規模の対策です。</p> <p>その際には、「生活者」「中小企業」「地方」の三つに重点を置きました。公共事業など従来型の景気対策ではなく、生活や雇用を守ることを目的とするものです。「生活防衛のための大胆な実行予算」。平成 21 年度予算を、こう呼びたいと存じます。</p> <p>定額給付金は、一人当たり一万二千元をお渡しいたします。子どもや高齢者には二万円。子ども二人の四大家族では、六万四千元にな</p>

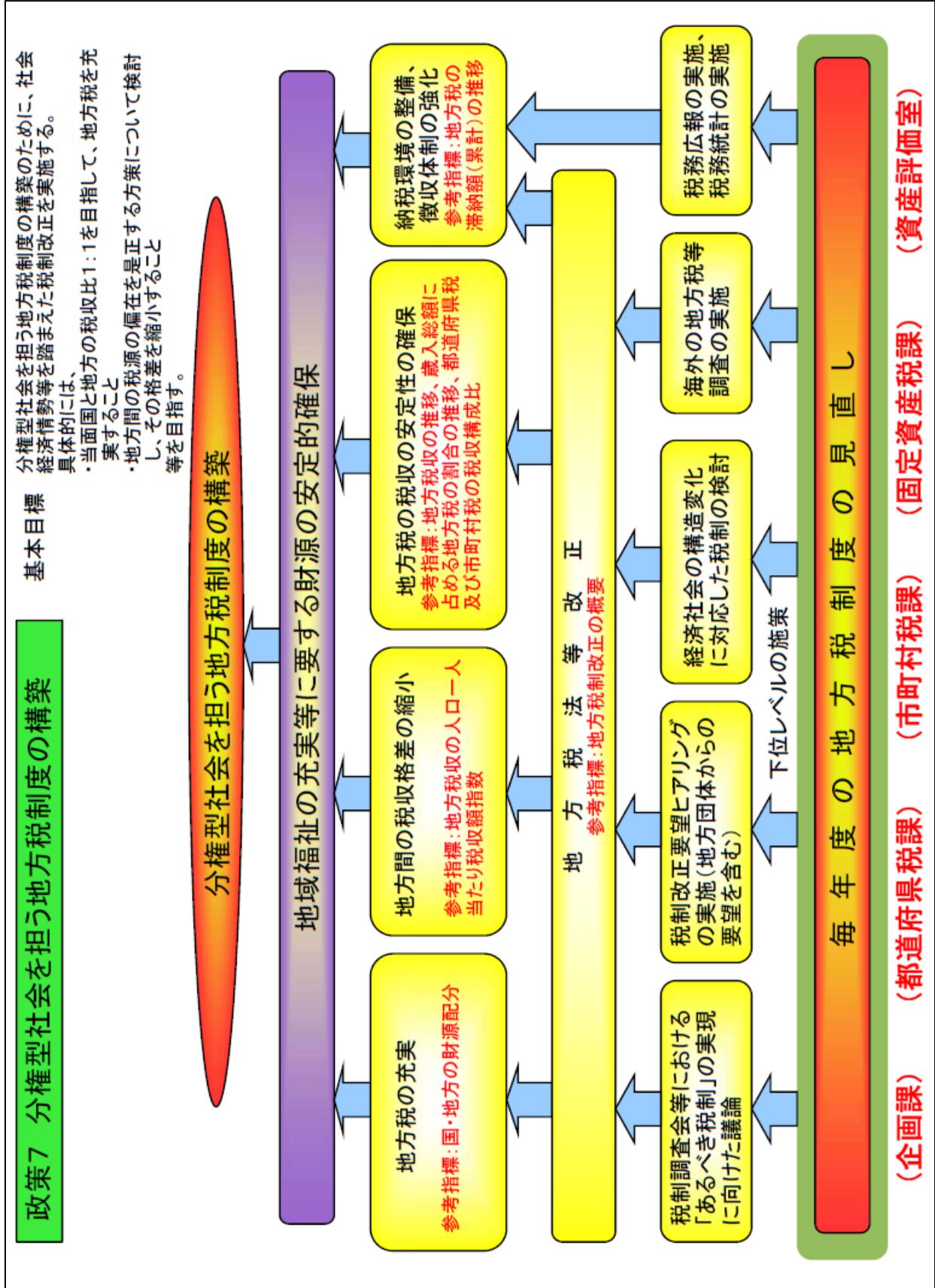
施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
		<p>ります。さらに、一兆円規模の減税を行います。住宅ローン減税については、控除可能額を過去最大となる六百万円に引き上げます。自己資金で省エネ改修やバリアフリー改修をしても、減税します。</p> <p>また、中小企業の法人軽減税率を、二年間、十八パーセントに引き下げます。従業員の雇用を守りつつ、後継者に経営が引き継がれた場合には、相続税や贈与税を猶予します。</p> <p>（責任ある財政運営）</p> <p>大胆な財政出動を行うからには、財政に対する責任を明確にしなければなりません。また、持続可能な社会保障制度を実現するには、給付に見合った負担が必要です。そのために、社会保障と税財政に関する「中期プログラム」を閣議決定しました。経済状況を好転させることを前提として、遅滞なく、かつ段階的に消費税を含む税制抜本改革を行うため、2011年度までに必要な法制上の措置を講じます。その実施時期は経済状況をよく見極めて判断しますが、私としては、2011年度に向けて景気が回復するよう、全力を尽くします。</p> <p>道路特定財源は、すべて一般財源化します。</p>
<p>持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」</p>	<p>平成20年12月24日（閣議決定）</p>	<p>・税制抜本改革の全体像</p> <p>(1) 基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げのための財源措置や年金、医療及び介護の社会保障給付や少子化対策に要する費用の見通しを踏まえつつ、今年度を含む3年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提に、消費税を含む税制抜本改革を2011年度より実施できるよう、必要な法制上の措置をあらかじめ講じ、2010年代半ばまでに段階的に行って持続可能な財政構造を確立する。なお、改革の実施に当たっては、景気回復過程の状況と国際経済の動向等を見極め、潜在成長率の発揮が見込まれる段階に達しているかなどを判断基準</p>

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
		<p>とし、予期せざる経済変動にも柔軟に対応できる仕組みとする。</p> <p>2．税制抜本改革の基本的方向性</p> <p>(7) 地方税制については、地方分権の推進と、国・地方を通じた社会保障制度の安定財源確保の観点から、地方消費税の充実を検討するとともに、地方法人課税の在り方を見直すことにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を進める。</p> <p>．中期プログラムの準備と実行</p> <p>(2) 2009 年度（平成 21 年度）の税制改正に関する法律の附則において、前記の税制抜本改革の道筋及び基本的方向性を立法上明らかにする。</p>
<p>経済財政改革の基本方針 2008 ～開かれた国、全員参加の成長、環境との共生～</p>	<p>平成20年6月27日 (閣議決定)</p>	<p>1．国民本位の行財政への転換</p> <p>(1) 地方分権改革の推進</p> <p>「地方分権改革推進委員会」(以下、「同委員会」という。)の「第1次勧告」27 を受けた「地方分権改革推進要綱(第1次)」28 に基づき取り組む。同委員会は、平成 20 年内に地方団体に対する国の法令による義務付け・枠付けの見直しの検討を進めるとともに、国・地方の財政状況を踏まえつつ、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含めた税源配分の見直しの一体的な改革に向け地方債を含めた検討を行い、順次勧告する。</p> <p>これら勧告を踏まえ、「地方分権改革推進計画」を策定し、「新分権一括法案」を平成 21 年度中できるだけ速やかに国会に提出する。</p> <p>2．道路特定財源の一般財源化</p> <p>「道路特定財源等に関する基本方針」34 に基づき、道路特定財源制度は平成 20 年の税制抜本改革時に廃止し平成 21 年度から一般財源化し、生活者の目線でその使い方を見直す。</p> <p>4．税体系の抜本的な改革に向けて（税制改革の重点事項）</p> <p>消費税を含む税体系の抜本的な改革について、早期に実現を図る。その際、平成 16 年年</p>

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
		<p>金改正法、「基本方針 2006」及び「基本方針 2007」や平成 20 年度与党税制改正大綱の「基本的考え方」等を踏まえる。また、社会保障と税について一体的に改革する必要があり、「進路と戦略」で示した「安心・持続のための 5 原則」⁴⁰ に沿って議論を進める。</p>

3 政策効果の把握の手法

(1) 基本目標の達成過程(いわゆる「ロジック・モデル」)



(2) 指標等の進捗状況

「参考となる指標その他の参考となる情報」

指標等	分析の視点	18年度	19年度	20年度
地方税制改正の概要	社会経済情勢の変化等に対応した税制改正となっているか。	<p>平成19年度地方税制改正については、経済・財政状況等を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するため、法人所得課税における減価償却制度を見直すとともに、上場株式等の配当・譲渡益に係る軽減税率の適用期限を1年延長するほか、非課税等特別措置の整理合理化等のため所要の措置を講ずることとした。</p> <p>平成20年度地方税制改正については、経済・財政状況等を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するためのあるべき税制の構築に向け、消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置としての地方法人特別税、地方法人特別譲与税の創設、個人住民税における寄附金税制の抜本的拡充、自動車取得税及び軽油引取税の税率の特例措置の適用期限の延長、上場株式等の譲渡益・配当の軽減税率の廃止及び損益通算範囲の拡大並びに公益法人制度改革への対応等を実施することとした。</p> <p>平成21年度税制改正については、現下の社会・経済情勢を踏まえ、安心して活力ある経済社会の実現に資する観点から、個人住民税における新たな住宅借入金等特別税額控除の創設、上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る個人住民税の税率の特例措置の延長、土地及び住宅に係る不動産取得税の税率の引下げ措置の延長、平成21年度評価替えに伴う土地に係る固定資産税及び都市計画税の税負担の調整、環境への負荷の少ない自動車に係る自動車取得税の税率の引下げ等の特例措置の拡充、軽油引取税等の一般財源化等を行うほか、非課税等特別措置の整理合理化等を行うこととした。</p>		
国・地方の財源配分 (国：地方)	国・地方の歳出割合に見合った歳入となっているか。 (当面の目標である国・地方の税収比1：1に近づいているか。)	(決算) 59.7：40.3	(決算) 56.7：43.3	調査中

指標等	分析の視点	18年度	19年度	20年度
地方税収の人口一人当たり 税収額指数 (最大/最少)	偏在性の小さい地方税体系となっているか。(人口一人当たりの税収額指数が低下し、地方間の税収格差が縮小しているか。)	(決算) 地方税収計 3.1倍 個人住民税 3.3倍 法人二税 6.1倍 地方消費税(清算後) 1.9倍 固定資産税 2.3倍	(決算) 地方税収計 3.1倍 個人住民税 3.0倍 法人二税 6.6倍 地方消費税(清算後) 1.8倍 固定資産税 2.2倍	調査中
地方税収の推移	税収が安定的な地方税体系となっているか。	(決算額) 地方税計 36.5兆円 法人二税 9.3兆円 個人住民税 9.1兆円 固定資産税 8.5兆円 地方消費税 2.6兆円	(決算額) 地方税計 40.3兆円 法人二税 9.8兆円 個人住民税 12.3兆円 固定資産税 8.6兆円 地方消費税 2.6兆円	調査中
歳入総額に占める地方税の割合の推移	税収が安定的な地方税体系となっているか。	39.9%	44.2%	調査中
都道府県税及び市町村税の 税収構成比	税収が安定的な地方税体系となっているか。(景気変動等の影響を受けにくい安定した税収が期待できる税目のウェイトが増加しているか。)	(道府県税：決算) 個人道府県民税 17.6% 法人二税 39.7% 地方消費税 16.1% 自動車税 10.6% 軽油引取税 6.4%	(道府県税：決算) 個人道府県民税 27.0% 法人二税 36.4% 地方消費税 13.8% 自動車税 9.2% 軽油引取税 5.5%	

指標等	分析の視点	18年度	19年度	20年度
		その他 9.6% (市町村税：決算) 個人市町村民税 30.9% 法人市町村民税 14.1% 固定資産税 41.9% 都市計画税 5.9% その他 7.2%	その他 8.1% (市町村税：決算) 個人市町村民税 33.8% 法人市町村民税 14.0% 固定資産税 39.9% 都市計画税 5.6% その他 6.7%	調査中
地方税の滞納額(累計)の推移	徴収体制の強化等により、滞納額(累計)が縮小しているか。	19,245 億円	19,761 億円	調査中

4 政策の総合的な評価

(1) 評価結果(総括)

平成 21 年度地方税制改正における個人住民税における新たな住宅借入金等特別税額控除の創設、土地及び住宅に係る不動産取得税の税率の引下げ措置の延長等の取組は、社会経済情勢の変化に適切に対応したものであり、分権型社会を担う地方税制度の構築にも有効と考えられる。

しかしながら、参考となる指標を見ると地方税の充実、地方間の税収格差の縮小、地方税の税収の安定性の確保等について抜本的な解決には至っていない状況である。

(2) 基本目標等の達成状況の分析

(ア) 必要性

地方団体が提供するサービスは、国民生活に身近なものであり、また、今後、地方において地域福祉等を支える社会保障関係費の大幅な増加が見込まれる中で、地域間で大きなばらつきが生じることや、景気の変動によって大きく左右されることは避ける必要がある。

このため、地域間の税収の偏りが小さく、景気の変動にも左右されにくい安定的な地方税体系を構築することが重要であり、地方団体の基幹税である地方消費税を充実していく必要がある。

この他、地方税法等の制度改正や税務広報、税務統計の実施及び徴収体制の強化等に取り組むことで、引き続き地方団体の財源の安定的確保を図る必要がある。

(イ) 有効性

地方団体を含む各種団体からの税制改正要望及び税制調査会等における議論を受け、平成 21 年度地方税制改正については、現下の社会・経済情勢を踏まえ、安心して活力ある経済社会の実現に資する観点から、個人住民税における新たな住宅借入金等特別税額控除の創設、上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る個人住民税の税率の特例措置の延長、土地及び住宅に係る不動産取得税の税率の引下げ措置の延長、平成 21 年度評価替えに伴う土地に係る固定資産税及び都市計画税の税負担の調整、環境への負荷の少ない自動車に係る自動車取得税の税率の引下げ等の特例措置の拡充、軽油引取税等の一般財源化等を行うほか、非課税等特別措置の整理合理化等、税制上の所要の措置を講じることで社会経済情勢の変化に適切に対応した。

なお、参考となる指標のうち、平成 19 年度決算における国と地方の税収比は 56.3:43.3 となり、平成 18 年度に比べ地方の配分比率が 3.0 ポイント増加している。また、平成 19 年度決算における地方税収は 40.3 兆円となり、平成 18 年度に比べ 3.8 兆円増加していること、平成 19 年度の歳入総額に占める地方税の割合は 44.2%となり、平成 18 年度に比べ 4.3 ポイント増加していること等から、毎年度の地方税制度の見直しにより地方税の充実、地方間の税収格差の縮小、地方税の税収の安定性の確保等について一定の有効性が認められる。

(ウ) 効率性

各府省庁から税制改正に係る要望を受けるに当たって、各府省庁の政策評価の結果の適切な活用に務めたことにより、政策評価と非課税等特別措置の連携を強化し、各府省庁からの税制改正要望ヒアリングの効率化を図った。

なお、平成 21 年度税制改正にあたっては、非課税等特別措置について、各府省庁の政策評価も踏まえつつ、各税目にわたる検証を行った結果、廃止 17 件、縮減・合理化 10 件、合計 27 件の整理合理化を行った。

この他、税務広報について、政府広報を活用するなど関係省庁と連携することにより媒体の多角的利用が可能となり、ひいては住民の認知度の向上が期待できることから効率性が認められる。

5 今後の課題と取組の方向性

(1) 政策の課題と取組の方向性(総括)

分権型社会を担う地方税制度構築のために、社会経済情勢等を踏まえた税制改正を実施する。

地方団体が提供するサービスは、国民生活に身近なものであり、また、今後、地方において地域福祉等を支える社会保障関係費の大幅な増加が見込まれる中で、地域間で大きなばらつきが生じることや、景気の変動によって大きく左右されることは避ける必要がある。

このため、地域間の税収の偏りが小さく、景気の変動にも左右されにくい安定的な地方税体系を構築することが重要であり、地方団体の基幹税である地方消費税を充実していく必要がある。

[地方税制の方向性]

地方税制については、地方分権の推進と、国・地方を通じた社会保障制度の安定財源確保の観点から、地方消費税の充実を検討するとともに、地方法人課税の在り方を見直すことにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体型の構築を進める。

[税制抜本改革の実施]

経済好転後の税制抜本改革等の速やかな施行のために、その実施時期に先立ち、改革の内容の具体化を進めるとともに、法案その他の法制度的準備を整える。経済財政諮問会議や政府税制調査会などで行われる議論も踏まえつつ、関係省庁が連携してそのための検討に着手する。

(2) 個別課題と取組の方向性

今後の課題	取組の方向性	
<p>【課題】 地方税の充実、地方間の税収格差の縮小、地方税の税収の安定性の確保について、これまでの地方税制の見直しにより一定の成果が見られるものの、抜本的な解決には至っていない状況にある。</p> <p>【下位レベルの施策名】 毎年度の地方税制度の見直し</p> <p>【主な事務事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方税制の企画・立案 ・ 地方税の資料の整備 ・ 地方税の広報 ・ 地方税の徴収事務助言等 	見直し・改善の方向性	地方消費税の充実を図るとともに、併せて地方法人課税のあり方を抜本的に見直すことにより、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に取り組んでいく。
	(予算要求)	現状維持。
	(制度)	社会・経済情勢や財政状況の変化等を踏まえ、地方税制度の見直しを行うことを考えている。
	(実施体制)	平成 21 年度地方税制度改正を確実に執行する等のため、必要に応じて機構・定員要求を検討。

6 学識経験を有する者の知見の活用等

(1) 学識経験を有する者の知見の活用

税制調査会の「平成 21 年度の税制改正に関する答申（平成 20 年 11 月）」等の累次の答申等を政策の課題と取組の方向性の把握に活用した。

また、総務省の政策評価に関する有識者会議（平成 21 年 5 月 27 日開催）において、この政策の評価の方向性に関し、意見をいただき、本評価に活用した。

(2) 評価に使用した資料等

- ・平成 21 年度地方税制度改正について（平成 21 年 4 月 1 日）
<http://www.soumu.go.jp/czaisei/czais.html>
- ・経済財政改革の基本方針 2008（平成 20 年 6 月 27 日）
<http://www.keizai-shimon.go.jp/cabinet/2008/index.html>
- ・平成 21 年度与党税制改正大綱（平成 20 年 12 月 12 日）
<http://www.jimin.jp/jimin/seisaku/2008/seisaku-032.html>
- ・各種統計指標